

(受理番号)	7-1 (受理年月日) 令和7年2月17日
	請 願
件 名	学校の業務量に見合った教職員配置のための定数法改正及び長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を行い、新たな職の創設に対しては慎重審議を求める意見書の提出について
要 旨	教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置問題が学校教育にも深刻な影響をもたらしている。 このような状況のもと、教員を志望する学生の減少、せっかく教職についても離職してしまう教員が後を絶たず、代替が見つからない学校ではその負担を現場の教職員が担わされ、さらなる多忙化を生み出している。この問題を解消するために審議を進めてきた、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」が8月27日に答申を出したが、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）については教員の処遇改善に関わる教職調整額の増額にとどまり、長時間労働を抑制する残業代支給を可能にする改正までには至っていない。教職員定数の改善では、加配定数の改善のみで、深刻な教員不足や長時間労働解消につながる基礎定数増は見送られた。また、学校の働き方改革とは直接関係のない、教諭と主幹教諭の間に「新たな職」を設置し、それに伴い給料表に「新たな級」の創設を盛り込んだ。これは教育活動の自由と共同性を破壊し、上意下達の管理統制が強められることが懸念される。 さまざまな教育課題が増える中、教職員がゆとりをもって教育活動に専念するためには、必要な教職員を正規職員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための、定数のあり方の見直しが必要である。教員一人当たりの授業の持ちコマ数に上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法（義務標準法、高校標準法）の改正と、適正な勤務時間管理と長時間労働に抑制をかける残業代を支給可能とする給特法の改正が必要であり、「新たな職」の創設には教育活動への影響を考慮した慎重な審議が必要である。 全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任をもって条件整備を進めていくことが必要である。 以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択していただくことを請願する。 記 1 国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置を進めるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正をすること 2 長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を行うこと

	3 「新たな職」の創設には、教育活動への影響を考慮した慎重な審議を行うこと
--	---------------------------------------